

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月までCサービスセンターにおいて損害査定業務に従事した後、同年〇月以降Dサービスセンターに異動し同査定業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、午後〇時頃、Dサービスセンターの喫煙室前で倒れ、E病院に救急搬送され、「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）と診断され療養を受けていたところ、同月〇日、死亡した。死亡診断書によると、直接死因「くも膜下出血」、くも膜下出血の原因「解離性動脈瘤」、解離性動脈瘤の原因「高血圧」とされている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病について、F医師の平成〇年〇月〇日付け意見書及びG医師の平成〇年〇月〇日付け意見書において、両医師とも、右解離性椎骨動脈瘤による「くも膜下出血」であり、その発症時期は「平成〇年〇月〇日」と判断しているが、当審査会としても、本件疾病の発症経緯及び事後の診断経過から見て、同判断は妥当であると考えます。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、この取扱いは妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

ア 労働時間について

監督署長の認定した労働時間の推計方法は、決定書理由のとおり、始業時刻を所定始業時間の午前〇時と認定しているが、請求人は、始業時間が午前〇時との認定は間違いである旨主張している。

Dサービスセンター会社関係者は、「被災者は、席についてパソコンを立ち上げたら、雑談しながら準備をしていた。午前〇時〇分から〇分くらいに朝礼があり、午前〇時ちょうどくらいに終わる。」旨申述し、Cサービスセンター会社関係者は、「被災者は、入社後朝礼までの間、デスクにいた。入社後パソコンを立ち上げたら、書類を確認したり、メールを確認したり、作業を開始する。朝礼までの間、ぼんやりしたり、雑談することはない。」旨、「朝礼は、業務開始の〇分前からで、遅刻しても欠勤控除されないが、全員

参加が原則と思う。」旨申述していることから、被災者は、入社以降所定始業時間までの間、自席において、パソコンを立ち上げ、書類やメールを確認したりした後に朝礼に参加しており、いずれも業務に従事していたと認められることから、当審査会としては、始業時刻は出勤簿の出勤時刻とするべきと判断する。

そこで、当審査会において、始業時刻を出勤簿の出勤時刻として被災者の発症前6か月間の時間外労働時間を推計したところ、その結果は発症前1か月：28時間48分、発症前2か月：42時間9分、発症前3か月：27時間27分、発症前4か月：70時間21分、発症前5か月：80時間10分、発症前6か月：36時間53分である。また、平成〇年〇月〇日（発症日）については、出勤簿に出勤時刻の記載がされていないので、入室・退室記録の入室時刻を始業時刻とした。

イ 異常な出来事について

被災者は、発症直前から前日までの間、業務上において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 短期間の過重業務について

発症前おおむね1週間において、特に過重な業務は認められない。

エ 長期間の過重業務について

(ア) 本件疾病発症前6か月間における被災者の労働時間の状況は、前記アのとおり、発症前1か月間の時間外労働時間は28時間48分であり、また、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間を算定したところ、発症前5か月平均の49時間47分が最長であり、いずれも脳血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間を超えるものとはなっていないことが認められる。

なお、請求人は、被災者の平成27年3月期の残業時間は月100時間を超えるものであったと主張しているので、念のため精査するに、確かに請求人の主張のとおり、被災者の平成27年3月期の所定外労働時間は100時間を超えるものの、週40時間を超える時間外労働時間としては月100時間に満たないものであり、他の期間の残業時間は、さらに短いことから、上記認定を左右しないものである。

(イ) 労働時間以外の負荷要因については、決定書理由に説示するとおりであ

り、当審査会としても、被災者の精神的緊張の程度が特に著しい業務とは認められないと判断する。

(3) なお、請求人は、上司からパワハラがあった旨主張しているが、会社関係者の申述からは、上司からパワハラがあったとの事実は確認されないので、上記請求人の主張は採用できない。

(4) 以上を総合すると、被災者に発症した本件疾病については、認定基準に照らし発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性は認められないことから、業務上の事由によるものであると認めることができない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。